

## 第2章 基本的事項

---

1. 基本理念
2. 対 象
3. 位置づけ
4. 目標年度
5. 基本方針と目標





## 第2章 基本的事項

### 1. 基本理念



よりよい水環境を未来に継承するためには、市民、事業者、行政が力をあわせて、水環境の保全に取り組む必要があります。本計画では、森と東京湾、森と印旛沼とのつながりを通して、水、水を育むみどり、そこに棲む生きものによって構成される豊かな環境の実現を目指します。さらに、市民と河川や海などの水辺とのふれあいを高めることで、望ましい千葉市の水環境を守り、次世代につなげることを、本計画の基本理念とします。

### 2. 対 象

本計画では、次のものを水環境の対象とします。

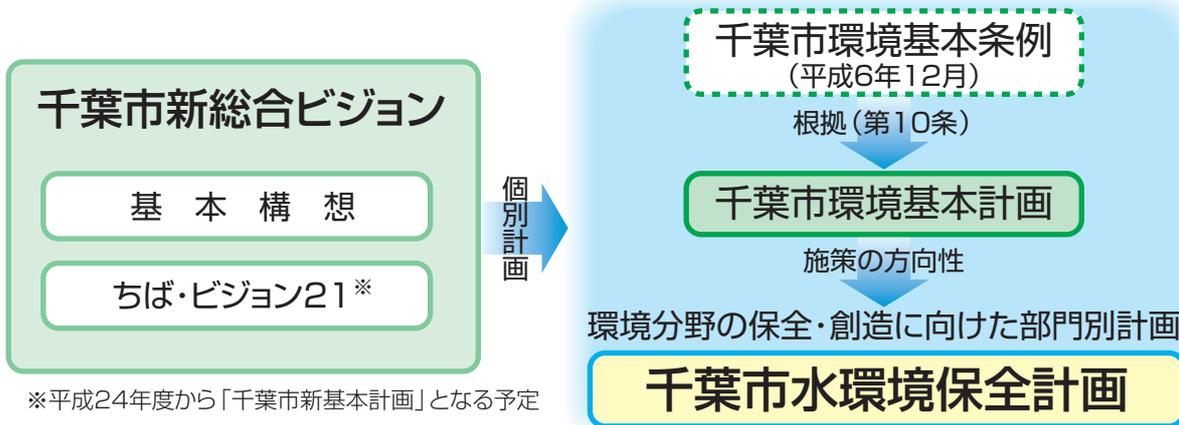
- ◆河川、川辺、水路
- ◆海、海辺
- ◆地下水、湧水
- ◆湿地（谷津田など）
- ◆水生生物
- ◆水循環をとりまくもの（森・農地など）



水環境の対象

### 3. 位置づけ

本計画は、「千葉市環境基本計画」における水環境について目指す環境像のうち、「自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち」及び「健康で安心して暮らせるまち」を踏まえた計画と位置づけられます。

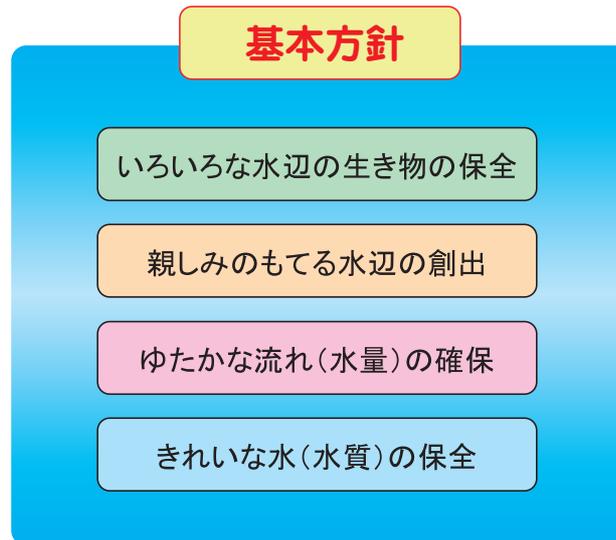


### 4. 目標年度

目標年度は、平成33年度（2021年度）とします。

## 5. 基本方針と目標

いろいろな生き物の生息・生育の場や人々にとっての憩いの場などの多様な側面をもつ水環境を保全するための4つの基本方針と目標を設定します。



### 基本方針1 いろいろな水辺の生き物の保全

《目標》 水辺の生物の種類や個体数の増加につながるような、生物多様性の保全を目指します。

### 基本方針2 親しみのもてる水辺の創出

《目標》 人が水辺にふれあえる場の創出と内容の充実を目指します。

### 基本方針3 ゆたかな流れ(水量)の確保

《目標》 平常時(晴天時)の河川流量、湧水量及び地下水位の確保を目指します。

### 基本方針4 きれいな水(水質)の保全

《目標》 河川・海域では、水質の環境基準のうち「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」の達成を目指します。また、地下水については、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の達成を目指します。